

成績評価に関する疑義申立てについて

倉敷市立短期大学教務委員会

前後期の成績評価について確認したいことがある場合は、まずは授業担当教員に問い合わせてください。授業担当教員から、原則として1週間以内に回答があります。

(1) 疑義申し立てができる場合

次の場合、学生は疑義の申し立てを行うことができます。

- ①授業担当教員に問い合わせた後、授業担当者からの回答に対してなお疑義がある場合（具体的には、以下のアまたはイに限ります）

ア：成績の誤記入等、明らかに授業担当教員の誤りであると思われるもの

イ：シラバス等に記載されている到達目標、成績の評価方法と基準等から、明らかに成績評価について疑義があると思われるもの

- ②1週間を過ぎても授業担当者から回答が得られない場合

- ③その他、授業担当者への問い合わせが困難な場合

(2) 申し立て手続き

別紙1「成績評価に関する疑義申し立て書」（以下、「疑義申し立て書」）に必要事項を記入し、学生部に提出してください。「疑義申し立て書」の提出は、当該授業科目の成績開示日から原則として1カ月以内の期間とします（期日厳守）。

(3) 申し立てに対する回答

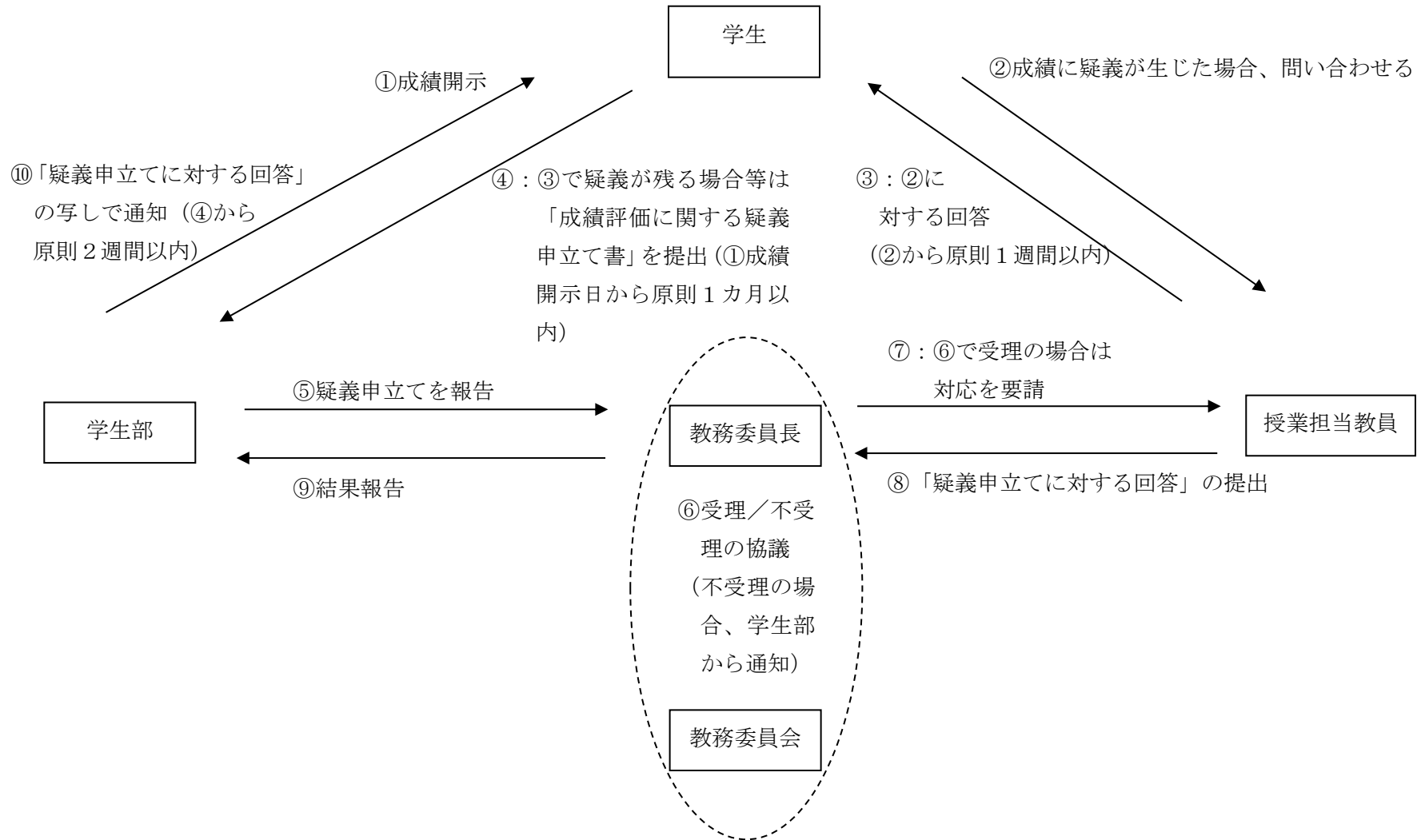
「疑義申し立て書」を受理するかどうかの判断は、教務委員長が行います。受理された場合は、教務委員長から授業担当教員に速やかに通知します。授業担当教員は申し立て内容を確認し、原則1週間以内に教務委員長に回答書を提出します。学生への回答は、「疑義申し立て書」を提出した日から原則2週間以内に、学生部より対面・メールのいずれかの方法で行います。

(4) 回答に対する不服申し立て

回答に対する不服がある場合は、別紙2「回答に対する不服申し立て書」に必要事項を記入し、学生部に提出してください。教務委員会で協議し、2週間以内をめどに学生部より対面・メールのいずれかの方法で回答します。

「不服申し立てに対する回答」については、再度の不服申し立てはできません。

1 成績評価に関する疑義申立ての流れ



2 回答に対する不服申立ての流れ

